

災害時における環境悪化などを防ぐ連携体制を強化 (一社)茨城県環境保全協会と災害協定締結式を開催(3/30)

龍ヶ崎市では、災害時におけるし尿等の収集運搬体制の強化と市民生活の安心・安全を目的として、一般社団法人茨城県環境保全協会(理事長：岡島 正明)と「災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定」を令和8年3月30日(月)に締結します。なお、締結式を午後1時30分から龍ヶ崎市役所本庁舎3階庁議室で開催しますので、お知らせします。

本協定は本市初となるし尿等の収集運搬に係る協定です。協定により災害時におけるし尿等の一般廃棄物の収集運搬体制強化を図り、環境悪化防止、感染症リスクを低減する汚水処理の仕組みを整えます。

本市ではこれまででも汚水処理に係る協定を締結し、災害時の連携体制の強化を図ってきました。今回の協定締結により、災害時の安心・安全を守る連携体制をさらに強化していきます。

【協定締結先】

一般社団法人 茨城県環境保全協会 理事長：岡島 正明

【協定内容】

風水害、地震等の大規模な災害発生時における、し尿・浄化槽汚泥・災害廃棄物などの収集運搬の協力(仮設トイレ、トイレトラック、マンホールトイレのし尿等の収集運搬を含む。)

■日時	令和8年3月30日(月)午後1時30分から
■場所	龍ヶ崎市役所本庁舎3階庁議室(所在地：龍ヶ崎市3710番地)
■出席者	【一般社団法人 茨城県環境保全協会】 理事長 岡島 正明(おかじま まさあき)様 副理事長 長塚 俊宏(ながつか たかひろ)様 副理事長 池田 勤(いけだ つとむ)様 【龍ヶ崎市】 市長 萩原 勇 副市長 木村 博貴 都市整備部長 橘原 剛
■内容	・協定書への署名 ・写真撮影 ・懇談
■資料	協定書(案)

担当課	龍ヶ崎市 都市整備部 下水道課 排水保全グループ 担当者：板橋・松田(いたばし・まつだ) 連絡先：0297-60-1552(直通)
-----	---

災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書（案）

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県環境保全協会（以下「乙」という。）は、風水害、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿、浄化槽汚泥、災害廃棄物等（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域において災害が発生した場合において、甲が乙に災害し尿等の収集運搬の協力を要請することに関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、甲の区域において災害が発生した場合において、乙の会員が有する技術、労力及び資機材が必要であると判断したときは、乙に対し災害し尿等の収集運搬の協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による要請を行うときは、災害し尿等収集運搬要請書（様式第1号）により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、災害し尿等の収集運搬に関して緊急を要する場合は、口頭により災害し尿等の収集運搬の協力の要請をすることができる。この場合において、甲は、当該要請後速やかに災害し尿等収集運搬要請書を乙に提出するものとする。

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、乙が可能な限り災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けて災害し尿等の収集運搬を実施するときは、甲の指示に従い、実施するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、乙が円滑に災害し尿等の収集運搬が実施できるよう、乙に対し災害の状況等の災害し尿等の収集運搬に関し必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬に関し、協力が可能な乙の会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬が完了した場合は、災害し尿等収集運搬完了報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条第1項の規定による要請を受けたことにより実施する災害し尿等の収集運搬に係る費用は、原則として無償とする。ただし、当該災害し尿等の収集運

搬に要する費用が相当額になるときは、その費用の負担について甲乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲は龍ヶ崎市都市整備部下水道課とし、乙は一般社団法人茨城県環境保全協会事務局とする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに甲又は乙からこの協定の廃止に関する申出がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の負担)

第9条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した災害し尿等の収集運搬を実施したことにより第三者に生じた損害は、甲乙協議の上、その処理解決に当たるものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲、乙及び乙の会員は、この協定に基づき知り得た業務上の情報の秘密を厳守するものとする。

2 前項の規定は、この協定の期間満了後もその効力を有する。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

2 甲又は乙は、甲又は乙がこの協定の定め違反した場合は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市
龍ヶ崎市長

乙 水戸市平須町1828番地192 平須ビル202
一般社団法人茨城県環境保全協会
理事長